キユーピー株式会社

第104回 定時株主総会
招集ご通知

日時 2017年2月24日(金曜日)
午前10時（受付開始 午前9時）

受付開始時間が前年と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。

場所 東京国際フォーラム ホールA

目次

第104回定時株主総会招集ご通知 …… 1
ご来場に際してのお願い …… 2
ウェブサイト掲載のご案内 …… 2
議決権の行使について …… 3
株主総会参考書類 …… 5
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　取締役賞与支給の件
第４号議案　一般財団法人 キユーピーみらいたまご財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件
第５号議案　当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件
ご質問を希望される株主様へ …… 49
ご質問用紙 …… 51
株主総会会場のご案内 …… 裏表紙

愛は食卓にある。
キユーピー®

株主の皆様へ

証券コード ２８０９
2017年２月３日

東京都渋谷区渋谷１丁目４番13号
キユーピー株式会社
代表取締役 社長執行役員 三宅 峰三郎

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットなどによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類と議決権の行使についてをご確認いただき、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。　敬具

記

１．日時　2017年２月24日（金曜日）午前10時

２．場所　東京都千代田区丸の内三丁目５番１号　東京国際フォーラム ホールA

３．会議の目的事項

報告事項
１．2016年度（2015年12月１日から2016年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．2016年度（2015年12月１日から2016年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役12名選任の件
第３号議案　取締役賞与支給の件
第４号議案　一般財団法人 キユーピーみらいたまご財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件
第５号議案　当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

ご来場に際してのお願い

- 開会（午前10時）間際は、受付がたいへん混雑いたしますので、お早めにご来場ください。
- ホールAの１階席が混雑した場合は、２階席または第２会場をご案内させていただくこともございますので、ご了承ください。
- 大きなお荷物（キャリーバッグなど）をお持ちの方は、会場受付横のクロークにてお預かりいたします。
- 当日のご出席の際は、同封の議決権行使書を会場の受付にご提出ください。なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人または代理人（議決権を有する株主様）の方１名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話などによる会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。
- ホールAのロビーにて、社会・環境への取り組みの展示を行っておりますので、ぜひご覧ください。

ウェブサイト掲載のご案内

- 株主総会招集ご通知添付書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。
  ① 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）
  ② 株式会社の支配に関する基本方針の概要
  ③ 連結株主資本等変動計算書
  ④ 連結注記表
  ⑤ 株主資本等変動計算書
  ⑥ 個別注記表

  なお、「株式会社の支配に関する基本方針」については、第５号議案「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」（招集ご通知23ページから46ページまで）にすべての内容を掲載しています。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

http://www.kewpie.co.jp/company/ir/stocks_information03.html
トップ ＞ 企業・IR・採用 ＞ IR・財務情報 ＞ IRイベント ＞ 株主総会

議決権の行使について

株主総会にご出席いただける株主様

同封の議決権行使書をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として「招集ご通知」および「2016年度 事業活動報告」をご持参ください。

開催日時

2017年２月24日（金曜日）
午前10時

株主総会にご出席いただけない株主様

議決権行使書の郵送

同封の議決権行使書に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2017年２月23日（木曜日）
午後５時30分到着分まで

インターネットなどによる議決権行使

４ページの議決権行使ウェブサイトやQRコードをご利用いただき、同封の議決権行使書に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、賛否をご登録ください。

行使期限

2017年２月23日（木曜日）
午後５時30分まで

※ 株主総会にて、ご質問を希望される株主様は49ページをご参照ください。

議決権行使書のご記入方法

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

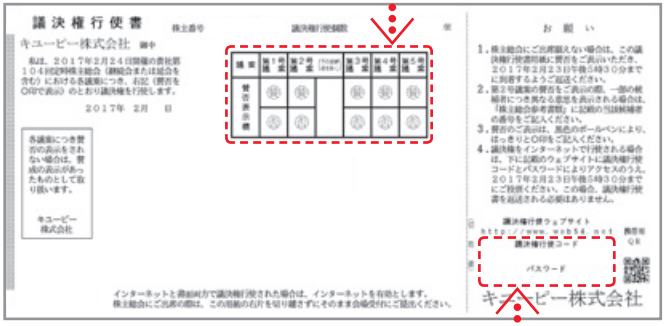

【第1・3・4・5号議案】

賛成の場合	**「賛」**の欄に○印
否認する場合	**「否」**の欄に○印

【第2号議案】

全員賛成の場合	**「賛」**の欄に○印
全員否認する場合	**「否」**の欄に○印
一部の候補者の賛否を表示する場合	**「賛」**もしくは**「否」**の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

インターネットなどによる議決権行使に必要となる、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

※ 議案につきまして、賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットなどによる議決権行使のご案内

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、
議決権行使ウェブサイト
http://www.web54.net
にアクセスのうえ、ご利用ください。

スマートフォンや携帯電話などによる議決権行使は、左の「QRコード」もご利用いただけます。

以下の事項をご確認のうえ、ご行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンなどから当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことによってのみ可能です。
（2）スマートフォンやバーコード読取機能付の携帯電話を利用してQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただくことも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちのスマートフォンや携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（3）インターネットの接続にファイアウォールなどを使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、プロキシサーバーをご利用の場合など、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

2 議決権行使コードおよびパスワードのお取り扱いについて

（1）議決権行使書に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。
（2）パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
（3）パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3 複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

（1）書面とインターネットなどにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットなどによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
（2）インターネットなどにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

4 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の、プロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金など）は、株主様のご負担となります。

5 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
0120（652）031
（受付時間　午前９時から午後９時まで）

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の新たな事業展開に備えるため、現行定款第３条（目的）の内容について、所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は、**下線の部分**であります。）

現行定款	変更案
（目的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）「マヨネーズソース」その他一般ソース類の製造販売 （２）各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造販売 （３）食品添加物の製造販売 （４）医薬原料、医薬品、医薬部外品、化粧品、その他化学製品の製造販売 （５）飼料、肥料の製造販売 （６）食料品および医薬品の製造用機器その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務 （７）管工事業、機械器具設置工事業、建築工事業および電気工事業 （８）建築の設計、施工、監理およびコンサルティング業務 （９）不動産の賃貸 （10）食料品加工用設備の運転および管理 （11）工場・店舗の総合清掃、警備および保安管理業務 （12）農畜産業の経営 （13）前各号に附帯する一切の業務	（目的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）「マヨネーズソース」その他一般ソース類の製造販売 （２）各種瓶缶詰食料品その他各種食料品の製造販売 （３）食品添加物の製造販売 （４）医薬原料、医薬品、**医療機器、**医薬部外品、化粧品、その他化学製品の製造販売 （５）飼料、肥料の製造販売 （６）食料品および医薬品の製造用機器その他各種機器の製造販売およびこれらに附帯するエンジニアリング業務 （７）管工事業、機械器具設置工事業、建築工事業および電気工事業 （８）建築の設計、施工、監理およびコンサルティング業務 （９）不動産の賃貸 （10）食料品加工用設備の運転および管理 （11）工場・店舗の総合清掃、警備および保安管理業務 （12）農畜産業の経営 （13）前各号に附帯する一切の業務

第２号議案　取締役12名選任の件

現任の取締役全員（中島　周、三宅峰三郎、古舘正史、勝山忠昭、和田義明、兵藤　透、井上伸雄、長南　収、齋藤謙吾、竹村茂樹、逸見良則、内田和成および漆紫穂子の13氏）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本株主総会終了後に予定している候補者の地位や担当につきましては、18ページの【本株主総会終了以降の取締役会および監査役会の体制（予定）について】をご参照ください。

候補者番号	氏名	地位	担当	
1	中島（なかしま）　周（あまね）	取締役会長	コンプライアンスおよびブランド担当	再任
2	古舘（ふるたち）　正史（まさふみ）	代表取締役	専務執行役員 調味料事業担当、 グループ営業統括	再任
3	勝山（かつやま）　忠昭（ただあき）	取締役	常務執行役員 海外統括、海外本部担当	再任
4	井上（いのうえ）　伸雄（のぶお）	取締役	常務執行役員 経営推進本部、 広報・ＣＳＲ本部、 人事本部およびロジスティクス本部担当	再任
5	長南（ちょうなん）　収（おさむ）	取締役	常務執行役員 サラダ・惣菜事業担当	再任
6	齋藤（さいとう）　謙吾（けんご）	取締役	常務執行役員 タマゴ事業担当	再任
7	竹村（たけむら）　茂樹（しげき）	取締役	上席執行役員 加工食品事業担当	再任
8	逸見（へんみ）　良則（よしのり）	取締役	上席執行役員 グループ生産統括	再任
9	佐藤（さとう）　誠也（せいや）		執行役員 東京支店長	新任
10	濱千代（はまちよ）　善規（よしのり）		執行役員 研究開発本部長	新任
11	内田（うちだ）　和成（かずなり）	社外取締役		再任　社外役員　独立役員
12	漆（うるし）　紫穂子（しほこ）	社外取締役		再任　社外役員　独立役員

（注）地位および担当は当社のものであり、招集ご通知発送時のものであります。

候補者番号

1

再任

なかしま　あまね

中島　周

（1959年９月26日生）

2016年度における取締役会出席回数

12／12回

所有する当社株式の数

325,181株

当社との特別の利害関係

中島　周氏が取締役社長を務める株式会社中島董商店と当社との間には、商品の仕入、製商品の販売および経費取引等の取引関係があります。

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年	4月	株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
1993年	10月	株式会社中島董商店入社 同社経理部長
1995年	2月	同社取締役
1997年	2月	当社取締役
2000年	7月	当社法務部長
2003年	2月	株式会社中島董商店取締役副社長
2005年	2月	同社取締役 当社常務取締役 当社環境対策室長
同年	7月	当社社会・環境推進室長
2009年	10月	当社ＣＳＲ推進本部長
2010年	2月	**株式会社中島董商店取締役社長**、現在に至る
2014年	2月	当社専務取締役
2016年	2月	**当社取締役会長**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

当社定款に記載している「創業の精神」に基づき、ＣＳＲの推進やコンプライアンス、リスクマネジメント、ブランドについて啓蒙・指導する重要な役割を果たしてきたことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は取締役会長としての職責も担う予定であります。

候補者番号

2

再任

ふるたち　まさふみ

古舘　正史

（1953年８月19日生）

2016年度における取締役会出席回数

12／12回

所有する当社株式の数

9,500株

当社との特別の利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年　4月　当社入社
1996年10月　当社高松支店長
1999年　8月　当社広域営業部家庭用営業グループリーダー
2002年　7月　当社広域家庭用営業部長
2003年　7月　当社家庭用営業本部家庭用営業部長
2004年　7月　当社家庭用営業本部長
2006年10月　当社名古屋支店長
2011年　2月　当社取締役
　　当社広報室長
2012年　2月　当社広報・ＣＳＲ本部長
2014年　2月　当社常務取締役
　　当社上席執行役員
　　当社調味料事業担当、現在に至る
　　当社グループ営業統括、現在に至る
2015年　2月　当社家庭用本部長
2016年　2月　**当社代表取締役**、現在に至る
　　当社専務執行役員、現在に至る

■取締役候補者とした理由

当社グループの中核である調味料事業に精通しているだけではなく、広報・ＣＳＲ本部長に就任し、幅広い立場で経営に参画してきたことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は代表取締役 専務執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号

3

再任

かつやま　ただあき

勝山　忠昭

（1957年12月1日生）

2016年度における取締役会出席回数

12／12回

所有する当社株式の数

16,200株

当社との特別の利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年　4月　当社入社
2002年　7月　当社仙川工場長
2004年　7月　当社生産本部副本部長
2005年　7月　当社生産本部長
2008年　2月　当社取締役
2012年　2月　当社常務取締役
　　当社海外統括副担当
2014年　2月　**当社海外統括**、現在に至る
2016年　2月　**当社取締役**、現在に至る
　　当社常務執行役員、現在に至る
　　当社海外本部長

■取締役候補者とした理由

主に生産に関する業務に従事し、生産効率化などコスト改善に向けた取り組みを推進してまいりました。また、海外統括を務めてきたことで、海外での成長を推進してまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は常務執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号

4

再任

いのうえ　のぶお

井上　伸雄

（1960年５月16日生）

2016年度における取締役会出席回数

12／12回

所有する当社株式の数

12,300株

当社との特別の利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年　4月　当社入社
2004年　7月　当社経営企画室長
2009年10月　当社経営推進本部副本部長
　同年12月　当社経営推進本部長
2010年　2月　**当社取締役**、現在に至る
2016年　2月　**当社常務執行役員**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

当社グループの経営改革や中期経営計画の策定を推進するとともに、広報・ＣＳＲ本部や人事本部などの担当として、幅広い立場で経営に参画してきたことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は常務執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号

5

再任

ちょうなん　おさむ

長南　収

（1956年５月16日生）

2016年度における取締役会出席回数

12／12回

所有する当社株式の数

9,300株

当社との特別の利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年　4月　当社入社
2001年　7月　当社仙台支店長
2006年11月　当社広域家庭用営業部長
2008年　9月　当社大阪支店長
2012年　7月　当社東京支店長
2013年　2月　当社執行役員
2014年　2月　**当社取締役**、現在に至る
　　当社広域営業本部長
2016年　2月　**当社常務執行役員**、現在に至る
　　当社サラダ・惣菜事業担当、現在に至る

■取締役候補者とした理由

主に営業に関する業務に従事し、幅広いお取引先との関係を築いてまいりました。また、取締役としてサラダ・惣菜事業担当を務めてきたことで、事業価値の向上に努めてまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は代表取締役 社長執行役員としての職責を担う予定であります。

候補者番号
6
再任

さいとう　けんご
齋藤　謙吾
（1956年11月26日生）

2016年度における取締役会出席回数
12／12回

所有する当社株式の数
9,100株

当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年　4月　当社入社
1999年　8月　当社札幌支店長
2002年　7月　当社福岡支店長
2004年　7月　当社大阪支店長
2008年　9月　当社東京支店長
2012年　7月　当社フードサービス本部長
2013年　2月　当社執行役員
2015年　2月　**当社取締役**、現在に至る
　　当社上席執行役員
　　当社タマゴ事業担当、現在に至る
2016年　2月　**当社常務執行役員**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

主に営業に関する業務に従事し、お客様のニーズをとらえた提案を推進してまいりました。また、取締役としてタマゴ事業担当を務めてきたことで、事業価値の向上に努めてまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は常務執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号
7
再任

たけむら　しげき
竹村　茂樹
（1956年９月15日生）

2016年度における取締役会出席回数
12／12回

所有する当社株式の数
9,800株

当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年　4月　当社入社
2001年　7月　当社営業本部商品部ジャム・調理食品グループリーダー
2002年　7月　当社泉佐野工場長
2004年11月　鳥栖キユーピー株式会社代表取締役社長
2006年11月　当社生産本部副本部長
2007年10月　当社健康機能事業副担当
2008年　2月　**当社取締役**、現在に至る
　　当社健康機能事業担当
2012年　8月　**当社加工食品事業担当**、現在に至る
2013年　2月　**当社上席執行役員**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

営業と生産に関する業務に従事し、製販一体となった取り組みを推進してまいりました。また、取締役として健康機能事業担当や加工食品事業担当を歴任することで、事業価値の向上に努めてまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は上席執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号

8

再 任

逸見　良則（へんみ　よしのり）

（1955年４月13日生）

2016年度における取締役会出席回数

（取締役就任後）
10／10回

所有する当社株式の数

1,900株

当社との特別の利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年　4月　当社入社
2001年　7月　当社生産本部原料部長
2003年　7月　キユーピータマゴ株式会社業務部長
　同年10月　同社商品管理部長
2004年11月　同社企画室長
2005年　2月　同社取締役
　同年　8月　同社生産管理部長
2007年10月　同社商品管理部長
2008年　7月　当社経営企画室事業企画部タマゴ事業担当部長
2009年10月　当社経営推進本部経営企画部タマゴ事業担当部長
2010年10月　当社タマゴ事業副担当
2011年　2月　キユーピータマゴ株式会社代表取締役社長
2016年　2月　**当社取締役**、現在に至る
　　当社上席執行役員、現在に至る
　　当社グループ生産統括、現在に至る

■取締役候補者とした理由

生産や原料調達に関する業務に従事し、取締役としてグループ生産統括を務めてきたことで、生産効率化や原料調達コストの改善に向けた取り組みを推進してまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、引き続き取締役候補者としたものであり、取締役再任後は上席執行役員としての職責も担う予定であります。

候補者番号
9
新任

佐藤（さとう）　誠也（せいや）

（1959年８月２日生）

所有する当社株式の数
1,000株

当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年　4月　当社入社
2004年　7月　当社関東支店長
2008年10月　当社広域営業本部家庭用営業部長
2009年12月　当社広域営業本部長
2012年　7月　当社大阪支店長
2013年　2月　**当社執行役員**、現在に至る
2015年　2月　**当社東京支店長**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

主に営業に関する業務に従事し、お客様のニーズをとらえた提案を推進してまいりました。また、執行役員として大阪支店長や東京支店長を歴任し、当社グループの営業活動をけん引してまいりました。このようなことから、当社の選任方針に合致すると判断し、取締役候補者としたものであり、取締役就任後は上席執行役員としての職責を担う予定であります。

候補者番号
10
新任

濱千代（はまちよ）　善規（よしのり）

（1961年２月13日生）

所有する当社株式の数
13,000株

当社との特別の利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年　4月　当社入社
2010年　7月　当社知的財産室部長
2012年　2月　当社知的財産室長
2014年　2月　**当社執行役員**、現在に至る
2015年　2月　**当社研究開発本部長**、現在に至る

■取締役候補者とした理由

知的財産や研究開発に関する業務に従事し、執行役員としてブランド価値の保全や、当社グループの技術を活かした新たな価値創出の取り組みを推進してきたことから、当社の選任方針に合致すると判断し、取締役候補者としたものであり、取締役就任後は上席執行役員としての職責を担う予定であります。

候補者番号
11

再任
社外役員
独立役員

2016年度における取締役会出席回数
10／12回

所有する当社株式の数
0株

当社との特別の利害関係
なし

内田　和成
（うちだ　かずなり）
（1951年10月31日生）

（注）1、2、3、5

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年　1月　ボストンコンサルティンググループ入社
1999年11月　同社シニアバイスプレジデント
2000年　6月　同社日本代表
2006年　3月　サントリー株式会社（現 サントリーホールディングス株式会社）社外監査役
　同年　4月　**早稲田大学商学学術院教授**、現在に至る
2012年　2月　当社社外監査役
　同年　6月　ライフネット生命保険株式会社社外取締役
2013年12月　**ＥＲＩホールディングス株式会社社外取締役**、現在に至る
2014年10月　**三井倉庫ホールディングス株式会社社外取締役**、現在に至る
2015年　2月　**当社社外取締役**、現在に至る
2016年　3月　**ライオン株式会社社外取締役**、現在に至る

■社外取締役候補者とした理由

企業経営に関する高度の専門知識および幅広い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進について、十分な時間を確保して指導を行っていただけると判断し、当社の選任方針に合致することから、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号
12

再任
社外役員
独立役員

2016年度における取締役会出席回数
（取締役就任後）
9／10回

所有する当社株式の数
0株

当社との特別の利害関係
なし

漆　紫穂子
（うるし　しほこ）
（1961年４月４日生）

（注）1、4、5

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年　4月　都内私立女子一貫校勤務
1989年　4月　学校法人品川女子学院勤務
2006年　4月　**学校法人品川女子学院校長**、現在に至る
2014年　9月　**教育再生実行会議委員（内閣府）**、現在に至る
2016年　2月　**当社社外取締役**、現在に至る

■社外取締役候補者とした理由

教育者として豊富な経験を有しているだけではなく、経営者として挑戦意欲にも富んでおり、人材教育と経営の両面について、十分な時間を確保して有意義な助言、指摘を行っていただけると判断し、当社の選任方針に合致することから、引き続き社外取締役候補者としました。

（注）１．内田和成氏および漆紫穂子氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
２．内田和成氏は、ＥＲＩホールディングス株式会社、三井倉庫ホールディングス株式会社、ライオン株式会社、以上３社の社外取締役ですが、以上３社と当社との間に特別な利害関係はないことに加え、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、独立性に影響を与えるおそれはございません。
３．内田和成氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となります。なお、2012年２月28日から2015年２月26日までの３年間、当社の社外監査役でありました。
４．漆紫穂子氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となります。なお、2014年12月１日から2015年11月30日まで当社の経営アドバイザリーボードの社外委員に就任されていましたが、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、独立性に影響を与えるおそれはございません。
５．内田和成氏および漆紫穂子氏とは、会社法第427条第１項および当社定款第28条の規定に基づく責任限定契約を締結しており、両氏の社外取締役選任の承認をいただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項各号に定める額としており、また責任限定が認められるのは、両氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

【取締役・監査役の選任を行うに当たっての方針と手続き】

<取締役候補者選任方針>

当社取締役会は、株主の負託に応えるため、理念を尊重し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図る責務を負っています。取締役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。

（社内取締役）

１．当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
２．当社グループの事業について国内外の市場動向に豊富な知見を有していること
３．当社グループの経営の方向づけに資する客観的経営判断能力と業務執行能力に優れていること

（社外取締役）

１．法曹、経営、海外、人材活用、ＣＳＲ等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
２．当社の理念、事業に高い関心を持ち、適時適切に社内取締役に対する意見表明や指導・助言、監督を行う能力を有すること
３．当社社外取締役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

＜監査役候補者選任方針＞

監査役は、株主の負託に応えるため、当社の業務運営につき法令・定款に違反する事態を未然に防止し、当社グループの経営の健全性と社会からの信用の維持向上に努める責務を負っています。監査役の選任については、以下の基準を定め、その責務を果たし得る人物を候補者として選任します。

（社内監査役）

1．当社の理念を尊重し、その価値を体現できること
2．公正不偏の立場を保持し、監査業務を遂行できる能力を有していること
3．当社グループの業務全般を把握し、経営課題を提起できること

（社外監査役）

1．法曹、経営、会計、海外、人材活用、ＣＳＲ等の多様な分野で指導的な役割を果たし、豊富な経験や専門的知見を有していること
2．当社の理念、事業に高い関心を持ち、客観的・公正な視点で取締役に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること
3．当社社外監査役としての職務遂行を行うための十分な時間が確保できること

＜役員候補者の指名手続き＞

取締役、監査役の各候補者の指名については、代表取締役が、常勤取締役で構成する社内の会議体で候補者の検討ならびに推薦を行い、取締役会において審議・決定します。

なお、会社の機関設計や人員構成等については、代表取締役が、必要に応じて社外役員との意見交換を行う機会を設定します。

監査役については、会社法の定めに基づき、株主総会への選任議案に関する監査役会の同意を得ることとします。

【社外役員の独立性基準について】

会社法に定める社外取締役、社外監査役の独立性については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、以下の各号の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

（1）当社の大株主（直接・間接に10％以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者である者（※1）
（2）当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者である者（※2）
（3）当社グループの主要な得意先またはその業務執行者である者（※3）
（4）当社グループの主要な借入先の業務執行者である者（※4）
（5）当社の会計監査人の代表社員または社員
（6）当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
（7）当社グループから1事業年度当たり1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者である者
（8）過去3事業年度において、上記（1）から（7）のいずれかに該当していた者
（9）上記（1）から（8）のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者または2親等以内の親族（※5）
(10) 前各号の他、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう
※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の連結売上高の2％または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう
※3 当社グループの主要な得意先とは、当社の連結売上高の2％または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループに行っている得意先をいう
※4 当社グループの主要な借入先とは、当社の事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている借入先をいう
※5 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役、執行役員および本部長以上の者、またはこれらに準ずる役職者をいう

【本株主総会終了以降の取締役会および監査役会の体制（予定）について】

氏名	地位	担当
中島　周	取締役会長	コンプライアンスおよびブランド担当
長南　収	代表取締役	社長執行役員　マーケティング本部担当
古舘　正史	代表取締役	専務執行役員　調味料事業担当、グループ営業統括
勝山　忠昭	取締役	常務執行役員　海外統括、海外本部担当
井上　伸雄	取締役	常務執行役員　経営推進本部、広報・ＣＳＲ本部、人事本部およびロジスティクス本部担当
齋藤　謙吾	取締役	常務執行役員　タマゴ事業担当
竹村　茂樹	取締役	上席執行役員　加工食品事業担当
逸見　良則	取締役	上席執行役員　グループ生産統括
佐藤　誠也	取締役	上席執行役員　サラダ・惣菜事業担当
濱千代　善規	取締役	上席執行役員　研究開発本部、品質保証本部および知的財産室担当 兼 研究開発本部長
内田　和成	社外取締役	
漆　紫穂子	社外取締役	
一瀬　治郎	監査役	常勤
布施　治雄	監査役	常勤
笠間　治雄	社外監査役	
武石　惠美子	社外監査役	
樽井　澄夫	社外監査役	

（注）地位および担当は当社のものであります。

第３号議案　取締役賞与支給の件

2016年度末時点の社外取締役を除く取締役11名に対し、2016年度の業績等を勘案して、取締役賞与総額83,170,000円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（賞与の算定方法については、20ページをご参照ください。）

【役員報酬の決定方針】

1．役員（取締役・監査役）、執行役員の報酬についての考え方と手続き

1）取締役、執行役員の報酬は、月額報酬と賞与により構成し、会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系とします。

2）報酬の考え方（制度設計）については、社外取締役・社外監査役と意見交換を行う機会を設け、透明性・公平性を高めます。

3）取締役の賞与総額については、株主総会において承認を得ることとします。

4）社外取締役、監査役（社内および社外）の報酬はそれぞれ定額とし、賞与の支給はありません。

2．月額報酬の算定方法

1）社内取締役の取締役としての月額報酬は一律とします。ただし、代表権者には別途加算します。

2）執行役員の月額報酬は、当社の経営環境等を考慮した適切な水準で、役位（社長、専務、常務、上席）に応じて設定します。

3．執行役員（委任契約型）の賞与算定方法

1）賞与は執行役員の役位に応じ、連結営業利益、担当部門や各自の目標達成度を指標として金額を算定します。

2）単年度の業績に基づくもの（2016ー2018年度 中期経営計画における算定方法）
2016ー2018年度 中期経営計画では、賞与における定量目標、ＫＰＩ（重要業績評価指標）への取り組み結果をより重視し、算定におけるウェイトを高めます。

3）2016ー2018年度 中期経営計画の目標数値に基づくもの
目標数値を達成したときは、指標、係数をもとに賞与へインセンティブを加算することを検討します。

第４号議案　一般財団法人 キユーピーみらいたまご財団への活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社は、創始者中島董一郎の「食を通じて社会に貢献する」という精神のもと、グループの理念の「めざす姿」である「『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、世界の食と健康に貢献するグループをめざします」を実現するため、事業活動にとどまらず、社会貢献に向けたさまざまな活動に取り組んでおります。

近年、ライフスタイルや食生活の多様化が急速に進んできた一方で、「食」を通したコミュニケーションの希薄化、若い世代を中心とした「食」に関する知識や意識・興味の低下、子どもの貧困など、「食」を取り巻く社会的な課題はますます大きくなっております。

そのような中、当社は、2016年12月26日開催の取締役会の決議において、一般財団法人キユーピーみらいたまご財団（以下「本財団」といいます。）を設立することといたしました。

本財団は、食育活動や子どもの貧困対策に取り組む団体の活動を広範に支援することで、健やかな社会の実現をめざすことを目的としております。こうした活動は、当社の理念の実現に資するものであり、また、中長期的な観点からも当社グループの企業価値向上につながるものと考えております。

本財団の活動を遂行するために、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託に対して第三者割当の方法により自己株式の処分をすることにいたしました。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動いたします。

なお、自己株式処分の払込金額の下限は、１株につき１円とすることといたしましたが、上記の趣旨、目的のために１株１円という払込金額は妥当であると考えております。本議案は、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当により自己株式の処分を行うことおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

自己株式処分の概要

（1）処分する株式の種類および数の上限	普通株式　1,500,000株
（2）払込金額の下限	１株につき１円
（3）払込金額の総額	1,500,000円
（4）処分方法	第三者割当によるものとし、次のとおり割り当てる。 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者）
（5）決定の委任	上記に定めるもののほか、募集事項その他募集株式の募集に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

【財団の概要】

名　　称：一般財団法人 キユーピーみらいたまご財団
設　立　者：キユーピー株式会社
主な事業内容：食に関わる社会貢献活動（食育活動や子どもの貧困対策への取り組み）を行う団体への助成（寄付など）
事 業 規 模：年間約5,000万円
事 業 年 度：毎年４月１日から翌年３月31日まで

第５号議案　当社株式の大量買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、2008年１月11日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）を決議するとともに、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」を採用することを決議し、同年２月22日の当社第95回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただき、その後、2011年２月23日開催の当社第98回定時株主総会および2014年２月25日開催の当社第101回定時株主総会において、同対応方針につき、所要の変更を行ったうえで継続することについてご承認をいただいております（以下、変更後の同対応方針を「旧対応方針」といいます。）。

旧対応方針の有効期間が2017年２月28日までに開催される第104回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとされているため、当社は、関係法令の改正や社会・経済情勢の変化等を勘案しつつ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益の保護の観点から、延長の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。かかる検討の結果、2017年１月25日開催の当社取締役会において、本基本方針を維持することを確認し、旧対応方針について一部変更を行ったうえで、「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続することを決定いたしました。本対応方針を決議した取締役会には、社外監査役３名を含む当社監査役５名全員が出席し、各人から、本対応方針の運用が適正に行われることを条件に、本対応方針への賛成をいただいております。

なお、主な変更点は以下のとおりです。

・大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合に、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
・その他、日付・語句の修正、文言の整理等を行いました。

本議案は、当社定款第46条第１項の定めに基づき、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本議案が、本株主総会に出席された株主の皆様の議決権の過半数をもって承認された場合、本対応方針の有効期限は、2020年２月29日までに開催予定である第107回定時株主総会の終結の時までとなります。

本対応方針は、大量買付行為について、株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのものであり、大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付行為に応じるか否かという株主の皆様の判断の機会を奪うものではありません。本基本方針および本対応方針の内容につきましては、別紙（24ページから46ページまで）をご参照ください。

なお、本日現在、当社株式の大量買付けに関する打診や申入れ等はなく、当社株式の大量買付けにかかる具体的な脅威が生じているという認識はございません。

以　上

（第５号議案の別紙）

Ⅰ　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

１．当社の企業価値の源泉について

（１）グループの理念

当社は、創業の精神として下記の社是・社訓を掲げ、安全・安心を全ての基本とし、健康な食生活に貢献し続けることを、事業活動における基本原則として定款に規定しております。

（社是）楽業偕悦

（社訓）道義を重んずること
創意工夫に努めること
親を大切にすること

また、当社グループは、「『おいしさ・やさしさ・ユニークさ』をもって、世界の食と健康に貢献する」ことをめざし、調味料事業、タマゴ事業、サラダ・惣菜事業、加工食品事業、ファインケミカル事業、物流システム事業および共通事業を展開しております。

（２）グループの理念に基づく行動

当社グループは、全ての役員および従業員が、グループの理念を遵守した行動をとるために、グループ規範を定め、当社グループの尊重する価値観ととるべき行動を公開しております。そして、創業以来受け継いできた品質第一主義を貫くとともに、当社グループならではのこだわりのある商品とサービスを、心を込めてお届けすることにより、企業価値の向上に努めております。

（３）事業展開の強み

当社は、1925年に国産初のマヨネーズを発売して以来、ドレッシングの商品化など、常にサラダ調味料市場の育成拡大に努め、トップメーカーとして高いブランドシェアを維持しております。また、ジャムやパスタソースなどを発売する一方、育児食（ベビーフード）、ヘルスフードなども手掛け、1998年には医療介護の分野にユニバーサルデザインフード（いわゆる介護食）を投入しております。このように、常に食品業界のパイオニアとして他社に先駆けてさまざまな食場面に対応した高品位の商品開発を行っていることが、お客様からの高い信頼をいただいているブランド力を培う原動力となっていると考えております。

また、創業当初からマヨネーズの主原料である卵を液卵として加工メーカーへ納めているほか、1955年の業務用マヨネーズの発売、1960年代からのチルド商品や惣菜事業へ

の取り組み、またカット野菜の発売など、内食・中食・外食の幅広い分野において、品質、おいしさにとどまらない、食のたのしさを提案し続けていることも、当社グループの強みであると考えております。

さらに、1982年の米国での調味料事業の会社設立をはじめ、現在では中国や東南アジア、欧州で展開しております。各エリアのニーズをとらえた商品開発やメニュー提案により、マヨネーズやドレッシングの市場拡大を進めるとともに、日本で培った技術を活かして新たなカテゴリーの拡大も進めております。

当社では、創業以来、「高品質に対するこだわり」、「お客様のニーズを先取りした商品開発力」そして「各事業展開におけるシナジーの追求」を企業価値の源泉に据えております。さらには、社是である「楽業偕悦」に表すように、全ての役員および従業員が、事業活動における共通の目標の達成に向けて、創意工夫をもって取り組み、悦びを分かち合うという考え方を共有しており、これも当社グループの企業価値の源泉を支える企業文化として今後も継承し続けていくべきであると考えております。

2．基本方針の内容について

当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、当社および当社グループの経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客・取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。当社は、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくようＩＲ活動に努めておりますが、突然に大量買付行為がなされた際には、短期間の内に買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかにつき適切な判断が求められる株主の皆様にとって、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式の継続保有を検討するうえでも、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者の考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、買付者の過去の投資行動等、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大量買付行為を行う買付者においては、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に対する株主の皆様の判断のために必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始することができるとする必要があると考えております。

また、大量買付行為の中には、当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものもないとは言えず、そのような大量買付行為から当社の基本理念やブランド、株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのは、当社の経営を預かる者としては、当然の責務であると認識しております。

このような責務を全うするため、当社取締役会は、株式の大量取得を目的とする買付け（または買収提案）を行う者に対しては、当該買付者の事業内容、将来の事業計画や過去の投資行動等から、当該買付行為（または買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し、判断する必要があるものと認識しております。

そこで、当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要であると考えております。

以上の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する考え方について、以下「本基本方針」といいます。

なお、2016年11月30日現在の大株主の状況は【資料１】（40ページ）に記載のとおりです。当社は、【資料１】（40ページ）記載の大株主のうち、株式会社中島董商店および株式会社董花との間で商品の仕入や事務所の賃借などの取引を行っておりますが、それぞれと財務および事業の方針の決定に関して相互に独立した関係を構築しております。また、これらの大株主の存在にかかわらず、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為が行われる可能性は否定できず、当社としては、本基本方針に基づき大量買付行為に対する一定の合理的なルールを定め維持する必要があるものと考えております。

Ⅱ　当社の本基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益の向上に資するための取り組みとして、以下の取り組みを実施しております。これらの取り組みは、本基本方針の実現に資するものと考えております。

１．グループ中期経営計画の策定

当社グループは、上記Ⅰ１．「当社の企業価値の源泉について」記載の企業価値の源泉を活かし、企業価値をより高めるために2016年度を初年度とする３年間の中期経営計画を策定しております。

当中期経営計画においては、「ユニークさの発揮と創造」を軸にした４つの経営方針（経営基盤の強化、コスト競争力の強化、付加価値の創造、新領域への挑戦）を定め、グループの新たな挑戦で飛躍的な成長を実現させてまいります。

当中期経営計画を実現するためには、これらの経営方針を軸に、各事業において収益体質を強化し、資産効率を高めるべく積極的な事業投資および設備投資を行うことが、当社の一層の企業価値および株主共同の利益の向上に資すると考えております。

２．コーポレート・ガバナンスの整備

当社グループは、効率的で健全な経営によって当社の企業価値および株主共同の利益の継続的な増大を図るため、経営上の組織体制や仕組み・制度などを整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置づけております。

当社は、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を１年としております。また、監査体制の一層の充実強化を図るため、社外監査役３名を含む監査役５名の体制をとっております。

Ⅲ　本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策））

当社は、以下に定める内容のルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして設定いたします。

以下、本Ⅲ１．から６．に記載する当社株式の大量買付行為への対応方針（買収防衛策）を、「本対応方針」といいます。

なお、本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30

日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

本対応方針の概要（フローチャート）につきましては、【資料２】（41ページ）をご参照ください。

１．本対応方針の対象

本対応方針は、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20％以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20％以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。また、公開買付については、公開買付開始公告をもって買付行為といたします。）を適用対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本対応方針の適用対象からは除外いたします。

なお、本対応方針の適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を以下「大量買付者」といいます。

注１：特定株主グループとは、以下の者をいいます。

（ｉ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

（ⅱ）当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の２第１項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。）

注２：議決権割合とは、以下の割合をいいます。

（ｉ）特定株主グループが、注１の（ｉ）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）

（ⅱ）特定株主グループが、注１の（ⅱ）記載の場合は、当該大量買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をい

います。）の合計

各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出に当たって、総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注３：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等を意味します。

２．大量買付ルールの内容

当社は、（１）大量買付者が当社取締役会に対して大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、（２）当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ、大量買付行為を開始することができる、という大量買付ルールを設定いたします。

また、大量買付ルールに関連して、本対応方針を適正に運用し当社取締役会の恣意的判断を可及的に防止するため、（３）独立委員会を設置するとともに、株主の皆様の意思を尊重する見地から、必要に応じて（４）株主意思の確認手続を行うこととします。

当社の設定する大量買付ルールの具体的な内容は、以下のとおりです。

（１）情報の提供

大量買付者には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要が明示され、かつ、大量買付ルールに従う旨の誓約文言の付された「意向表明書」を当社代表取締役あてにご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

大量買付者から意向表明書を受領した後10営業日以内に、当社取締役会は、大量買付者から当初ご提供いただく本必要情報のリストを当該大量買付者に交付し、大量買付者から当該情報をご提供いただきます。そして、大量買付者からご提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会（独立委員会の内容については、下記Ⅲ２．（３）「独立委員会」においてご説明します。）から同趣旨の勧告を受けることを条件として、大量買付者に対して、必要かつ十分な本必要情報が揃うまで、再度情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大量買付者の属性、大量買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の概要（大量買付者の事業内容、資本構成、当社および当社グループの事業と同種の事業（当社グループの主幹事業であるマヨネーズ・ドレッシング類の製造販売を含む食品事業および物流事業等）についての経験、過去の投資行動等に関する情報を含みます。）

② 大量買付行為の目的および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等および関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③ 当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業（当社グループの主幹事業であるマヨネーズ・ドレッシング類の製造販売を含む食品事業および物流事業等）についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画（お客様の志向に沿った商品の開発・育成や新しい食生活・メニューの提案についての考え方、主要原料の価格変動に対する方策、製品事故、食品の安全性・衛生問題に対する方策、重要な取引先との良好な関係維持のための方策を含みます。）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）

⑤ 当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関し、大量買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

なお、当社取締役会は、大量買付者から意向表明書を受領した場合、本必要情報のリストを大量買付者に対して送付した場合および大量買付者による本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨を公表いたします。また、当社取締役会は、当社取締役会に提供された本必要情報についても、当社株主の皆様における判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を株主および投資家の皆様に開示します。

（2）取締役会による評価期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に対し必要かつ十分な本必要情報の提供を完了した日から、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合）または90日（その他の大量買付行

為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案、株主意思の確認手続の要否の決定および対抗措置発動または不発動の決定のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。大量買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始することができるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善のために交渉を行ったり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し当社グループの経営方針等についての代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合や、下記Ⅲ２．（４）「株主意思の確認手続」記載の株主意思の確認手続を経る場合などが挙げられます。）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（下記Ⅲ２．（４）「株主意思の確認手続」記載の株主意思の確認手続を経るために必要な延長も、この期間に含まれます。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合、当該決定された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、法令等および金融商品取引所規則に従って直ちに株主および投資家の皆様に対して開示します。

（３）独立委員会

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会委員の人数は３名以上とし、独立委員会委員は、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者（注４）、当社社外取締役または当社社外監査役（社外取締役および社外監査役は、業務執行担当者の影響を受けず客観的な意見を表明できる地位にあります。）の中から選任します。本対応方針の継続が第104回定時株主総会で承認される場合には、継続後当初の独立委員会委員の氏名・略歴は【資料３】（42ページ）に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は、【資料４】（43ページから44ページまで）に記載のとおりです。

大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否かの判断（下記Ⅲ３．（１）「大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合」参照）、取締役会評価期間を延長するか否かの判断（上記Ⅲ２．（２）「取締役会による評価期間」参照）、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記Ⅲ３．（１）「大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合」参照）、対抗措置の発動の判断など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、当社取締役会は、必ず独立委員会に諮問することとし、その勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、出席独立委員会委員の過半数をもって当該決議を行います。ただし、独立委員会委員に事故があるとき、または、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席独立委員会委員の過半数をもって当該決議を行います。

注４：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を意味します。

（４）株主意思の確認手続

当社取締役会は、大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて当社株主の皆様に判断していただくこともできるものとします。株主意思の確認手続は、大量買付者が提案する大量買付行為の内容や大量買付者から提供された本必要情報、対抗措置を発動するか否かの判断が必要となる状況、株主意思の確認手続に必要なコストなどを勘案したうえで、当社取締役会が株主意思の確認手続を行うことが必要かつ相当であると判断した場合に、行うものとします。また、独立委員会から、株主意思の確認手続を行うべき旨の勧告を受けた場合には、取締役会は、当該勧告を最大限尊重するものとします。

当社株主の皆様の意思を確認する場合には、会社法上の株主総会（以下「株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社取締役会は、株主総会を開催する場合には、株主総会の決議の結果に従い、大量買付行為の提案に対し、対抗措置を発動しまた

は発動しないことといたします。なお、当社取締役会は、必要に応じて、株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「本基準日」といいます。）を速やかに設定し、本基準日の２週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

① 株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

② 株主総会の決議は、法令および当社定款に基づき、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行うものとします。

③ 当社取締役会は、株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合（大量買付者が大量買付行為を撤回する場合など）には、株主総会の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

３．大量買付行為がなされた場合の対応方針

（１）大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、原則として大量買付行為に対する対抗措置はとりません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様においてご判断いただくことになります。

もっとも、大量買付者が真摯に合理的な経営をめざすものではなく、大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、本対応方針の例外的措置として、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、適切と考える手段をとることがあります。当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合としては、以下の場合などが考えられます。

① 大量買付者が、次の（ⅰ）から（ⅳ）までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大量買付行為を行う場合

（ⅰ）真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合

（ⅱ）会社経営を一時的に支配して当該会社および当該会社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

（ⅲ）会社経営を支配した後に、当該会社および当該会社グループの資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

（ⅳ）会社経営を一時的に支配して当該会社および当該会社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

② 大量買付者の提示する当社株式の買付方法が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等により株式の買付けを行うものである場合（いわゆる強圧的二段階買収）

対抗措置の具体的な手段については、必要性および相当性を勘案したうえで、対抗措置を発動する時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。上記の場合において、対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、その概要は、【資料５】（45ページから46ページまで）に記載のとおりとします。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定していません。

上記のように対抗措置をとるか否かの判断に際しては、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大量買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大量買付者および大量買付行為の具体的内容や、大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重するものとします。また、上記Ⅲ２．（４）「株主意思の確認手続」記載のとおり、株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もあります。

（２）大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、必要性および相当性を勘案したうえで、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大量買付行為に対抗する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か

および対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。さらに、上記Ⅲ２．（４）「株主意思の確認手続」記載のとおり、株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もあります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします（なお、上記Ⅲ２．（４）「株主意思の確認手続」記載のとおり、株主総会を開催して株主の皆様の判断を仰ぐ場合もありますが、その場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従います。）。対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択する場合には、その概要は、【資料５】（45ページから46ページまで）に記載のとおりとします。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定していません。

（３）対抗措置発動の停止等について

当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動の変更または停止を行うことができるものとします。

対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行うなどした結果、対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断したときには、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

① 当該新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、上記①や②のように対抗措置発動の停止を行う場合は、株主および投資家の皆様のために、独立委員会が必要と認める事項も含め、必要十分な情報の速やかな開示を行います。

また、対抗措置の発動の変更を行う場合としては、大量買付者が大量買付行為の対象となる株式数を変更した場合に、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数を変更する場合などが想定されます。

4．株主・投資家に与える影響等

（1）大量買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大量買付ルールは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、および株主の皆様から負託を受け当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社取締役会が株主の皆様に提供することや、当社株主の皆様が当社の経営についての代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。大量買付ルールにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大量買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行うことを支援するものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記Ⅲ３．「大量買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、大量買付者が大量買付ルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合などには、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（対抗措置の発動にかかる大量買付者（特定株主グループを含みます。）を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。なお、当社取締役会が新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、１株当たりの株式価値の希釈は生じませんので、新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

（3）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要となる手続き

株主の皆様には、対抗措置の発動に伴って、以下の手続きが必要となります。なお、割当方法、新株予約権の行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、

対抗措置に関する当社取締役会の決定が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知をいたしますので、その内容をご確認ください。

① 株主名簿への記録の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てにかかる割当基準日を公告いたします。当該割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

② 新株予約権の行使の手続き

対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、当該割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、新株予約権の行使請求書（行使にかかる新株予約権の内容・数等の必要事項および株主ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式によるものとします。）、その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付することがあります。その場合には、新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、新株予約権の行使期間内に、新株予約権の行使請求書などの必要書類を提出したうえ、新株予約権１個当たり１円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、新株予約権１個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式が発行されることになります。

③ 当社による新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって新株予約権を取得します。また、当社取締役会は、新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかに当社株式を株主の皆様に交付いたします。なお、当社取締役会が新株予約権を取得する場合、新株予約権と引換えに株式を取得する株主の皆様には、別途、ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等について確認する旨の文言を記載した当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

５．本対応方針の有効期限

第104回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合は、継続する

本対応方針の有効期限は2020年２月29日までに開催される第107回定時株主総会の終結の時まで延長され、その後も３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、さらに３年間延長することとします。当社取締役会は、本対応方針を継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

また、本対応方針の継続が決定された場合であっても、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の保護の観点から、関係法令の整備や、東京証券取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、必要に応じて当社株主総会の承認を得て、本対応方針の変更または廃止を行うことがあります。その場合には、その内容を速やかにお知らせします。

６．本対応方針が本基本方針に沿うものであること、当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、および当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、ならびにその理由

（１）本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大量買付ルールの内容、大量買付行為がなされた場合の対応方針、独立委員会の設置、株主および投資家の皆様に与える影響等を定めるものです。

本対応方針は、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、および取締役会評価期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、大量買付ルールを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、大量買付者の大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、大量買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、本基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

（２）本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載のとおり、本基本方針は、当社株主の共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、本基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受

ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主および投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、当社株主の皆様の承認を本対応方針の発効・延長の条件としており、本対応方針にはデッドハンド条項（導入した当時の取締役が一人でも代われば消却不能になる条項）やスローハンド条項（取締役の過半数を代えても一定期間消却できない条項）は付されておらず、当社株主の皆様が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が当社株主の共同の利益を損なわないことを担保していると考えます。

（3）本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大量買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきであることを大原則としながら、当社の企業価値および株主共同の利益を守るために必要な範囲で大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する条件を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は、単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会は、同委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。さらに、必要に応じて、株主の皆様の意思を尊重するため、株主意思の確認手続を行うことができるとしています。本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きを盛り込んでいます。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものでないことは明らかであると考えております。

以　上

資料１

大株主の状況

2016年11月30日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

順位	氏名または名称	所有株式数（千株）	所有株式数割合（%）
1	株式会社中島董商店	19,441	12.99
2	株式会社董花	11,872	7.93
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,721	3.82
4	みずほ信託銀行株式会社　退職給付信託　みずほ銀行口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	4,827	3.23
5	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,795	3.20
6	一般財団法人旗影会	4,251	2.84
7	株式会社三井住友銀行	3,208	2.14
8	日本生命保険相互会社	3,039	2.03
9	第一生命保険株式会社	3,012	2.01
10	公益財団法人中董奨学会	2,494	1.67

（注）１．所有株式数の割合は、自己株式（3,333,991株）を控除して計算しております。
２．表示単位未満は小数点第３位以下を四捨五入して表示しております。

以　上

資料２

大量買付行為が開始された場合のフローチャート

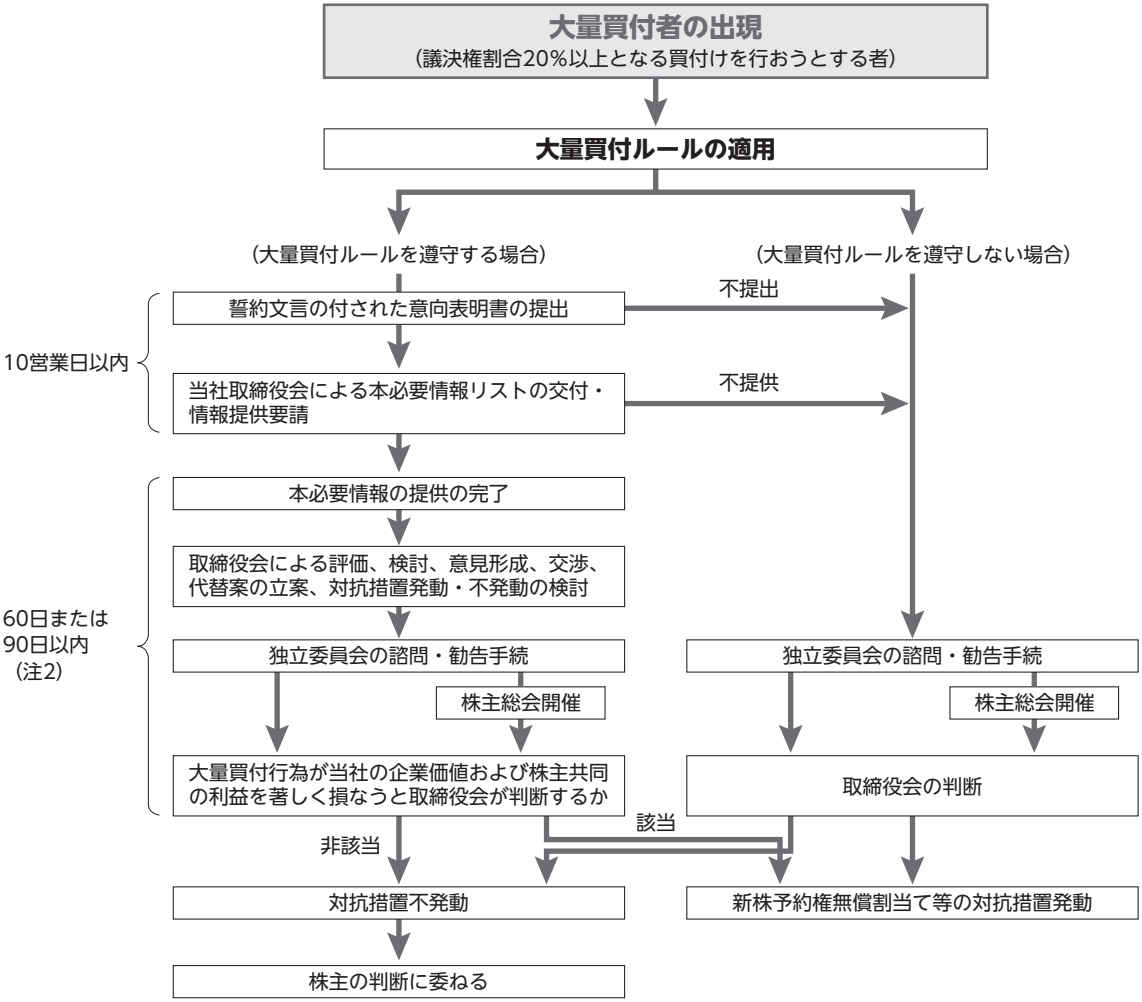

（注）１．上記フローチャートは、「本対応方針」に対する理解を容易にすることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については、本文をご参照ください。

２．株主総会を開催する場合などにおいて、取締役会評価期間を延長することについてやむを得ない事情があるときには、90日または120日以内となることがあります。

以　上

資料３

独立委員会委員の氏名および略歴

神山　敏夫（かみやま　としお） （1941年11月18日生）	■略歴 1969年　2月　公認会計士登録 神山公認会計士事務所代表（所長）、現在に至る 同年　4月　税理士登録 1992年　7月　日本公認会計士協会理事 1995年　2月　株式会社日本会計士学館代表取締役社長 1998年　6月　日本公認会計士協会東京会会長 2001年　8月　同協会不服審査会委員長 公認会計士試験委員 2004年　7月　日本公認会計士協会監事 2007年　7月　同協会紛議調停委員会委員 2015年　2月　株式会社日本会計士学館代表取締役会長、現在に至る 同年　7月　税理士法人神山会計代表社員、現在に至る 2016年　8月　日本公認会計士協会紛議調停委員会委員長、現在に至る
	（注）神山氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
涌井　洋治（わくい　ようじ） （1942年２月５日生）	■略歴 1964年　4月　大蔵省入省 1993年　6月　経済企画庁長官官房長 1995年　5月　大蔵省大臣官房長 1997年　7月　大蔵省主計局長 1999年　7月　社団法人日本損害保険協会副会長 2004年　2月　当社監査役 同年　6月　日本たばこ産業株式会社代表取締役会長 2006年　6月　同社取締役会長 2012年　6月　同社特別顧問 2014年　6月　同社顧問、現在に至る
	（注）涌井氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
笠間　治雄（かさま　はるお） （1948年１月２日生）	■略歴 1974年　4月　検事任官 1999年　9月　東京地方検察庁特別捜査部長 2001年　6月　甲府地方検察庁検事正 2002年10月　東京地方検察庁次席検事 2005年　6月　東京高等検察庁次席検事 2006年　6月　最高検察庁刑事部長 2007年10月　最高検察庁次長検事 2009年　1月　広島高等検察庁検事長 2010年　6月　東京高等検察庁検事長 同年12月　検事総長 2012年10月　弁護士登録（第一東京弁護士会）、現在に至る 2013年　6月　日本郵政株式会社社外取締役 住友商事株式会社社外監査役、現在に至る NKSJホールディングス株式会社（現SOMPOホールディングス株式会社） 社外監査役、現在に至る 2014年　2月　当社社外監査役、現在に至る
	（注）笠間氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

資料４

独立委員会の概要

１．設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

２．構成員

当社取締役会により委任を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・またはこれらに準ずる者により、３名以上で構成される。第104回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、継続後に就任が予定される構成員は、神山敏夫氏、涌井洋治氏および笠間治雄氏の３名とする。

３．任期

独立委員会委員の任期は、第104回定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、第104回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、以後も３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会において本対応方針を継続することが承認された場合には、さらに３年間延長することとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は独立委員会委員の任期は延長されない。また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合（取締役または監査役として再任され、かつ、その時点において社外取締役または社外監査役としての地位を喪失していない場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会委員に欠員が生じた場合には、上記２．「構成員」記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな独立委員会委員を選任する。新たに選任された独立委員会委員の任期は、欠けることとなった元の独立委員会委員の残任期間と同じとする。

４．決議要件

原則として、特別利害関係者を除く現任の独立委員会委員の全員が出席し、出席独立委員会委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故がある

とき、または、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、出席独立委員会委員の過半数をもって独立委員会の決議を行うものとする。

なお、独立委員会の決議が成立しない場合には、独立委員会の議長は、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5．決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、諮問内容に応じて、以下の各号に記載された事項について検討を行い、その決議により独立委員会としての検討結果を決定する。独立委員会が決議を行った場合には、決議の内容を理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会委員は、その職務遂行にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、自己または第三者（当社の経営陣を含む。）の利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為に該当するか否か
② 大量買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報および期限
③ 大量買付者から提供された本必要情報の精査・検討
④ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
⑤ 大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう場合にあたるか否か
⑥ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
⑦ 取締役会評価期間を延長するか否か
⑧ 対抗措置の発動の要否につき株主総会に諮るべきであるか否か
⑨ 対抗措置を発動・変更・停止すべきか否か
⑩ 大量買付ルールの継続・変更・廃止の検討
⑪ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記事項を行うに際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用（特に不合理と認められるものを除く。）で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以　上

資料５

新株予約権概要

１．新株予約権付与の対象となる株主および割当条件

当社は、当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）１株につき当社取締役会が別途定める個数の新株予約権を、新たに払込みをさせないで割り当てる。

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会で定める割当基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

３．割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

４．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は１円以上で当社取締役会が定める額とする。

５．新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6．新株予約権の行使条件

議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めないこと等を新株予約権の行使の条件として定める。新株予約権の行使条件の詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7．新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、新株予約権の取得の対価として普通株式を交付する場合における当該普通株式の数の上限は、取得日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数とする。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動が決定された後であっても、大量買付者が大量買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置の停止をすることがあり、新株予約権の無償割当ての効力発生日後、新株予約権の行使期間開始までの間に、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する場合がある。

新株予約権の取得のために、新株予約権に取得条件を付ける場合があるが、新株予約権の取得条件および新株予約権を取得するのと引換えに交付する財産の内容については、（ⅰ）取得の対象となる新株予約権または（ⅱ）新株予約権の取得の対価として交付する財産について、新株予約権者が、議決権割合が20％以上の特定株主グループに属する者であるか否かにより差異を設けることがあるものとする。なお、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の対価として金銭を交付することは想定していない。

以　上

MEMO

MEMO

ご質問を希望される株主様へ

【株主総会にご出席いただける株主様】

会場内での抽選により、ご質問される株主様を決めさせていただきます。
つきましては、以下のとおり進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。

1 **当日ご質問を希望される株主様は、出席受付後、２階ロビーにある質問希望者受付窓口にて、受付番号とお名前をご記入ください。**
※受付時間　午前９時から午前10時まで

2 **質問希望者受付窓口にて、座席番号が記載されたカードを受け取り、会場にご入場ください。座席については、会場の係員にご確認ください。**
※ご質問を希望される株主様は、当社が指定する座席にご着席いただきます。
※質問希望者席にご同席できる方は、質問希望者のほか、通訳、介護者、お子様など、会場の受付にて同伴者として入場を認められた方に限ります。

3 **質問希望者席にご着席の際、係員が抽選用ボールを抽選箱に入れさせていただきます。**
※抽選用ボールには番号が記載されております。この番号は、座席番号と同一番号となります。

4 **ご質問を受ける時間になりましたら、壇上で抽選者がボールを引かせていただきます。**

5 **抽選者が番号を読み上げますので、同じ座席番号にご着席の株主様は、お近くのマイクスタンドまでご移動いただき、議長の指示に従いご質問ください。**
※ご質問は、お１人様につき１回限りとさせていただきます。
※１回の質問数は、２問以内でお願いいたします。
※多くの株主様からご質問をお受けできるよう進行いたしますが、十分に審議を尽くしたと判断した場合には、質疑を打ち切らせていただくことがございます。
※抽選者が番号を読み上げた際にご着席いただいていない場合は、ご質問の希望を取り下げたこととさせていただきます。抽選の際は、席を外されないようご注意ください。

6 **抽選で選ばれなかった株主様には、係員や事務局より回答いたしますので、ご希望の方は本株主総会終了後、質問希望者対応の係員までお問い合わせください。**
なお、ご質問の内容によりましては、後日、電話にて事務局より回答いたします。

株主総会会場のご案内

日時

2017年2月24日(金曜日)
午前10時（受付開始 午前9時）
受付開始時間が前年と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。

会場

東京国際フォーラム ホールA
東京都千代田区丸の内三丁目５番１号
TEL 03-5221-9000

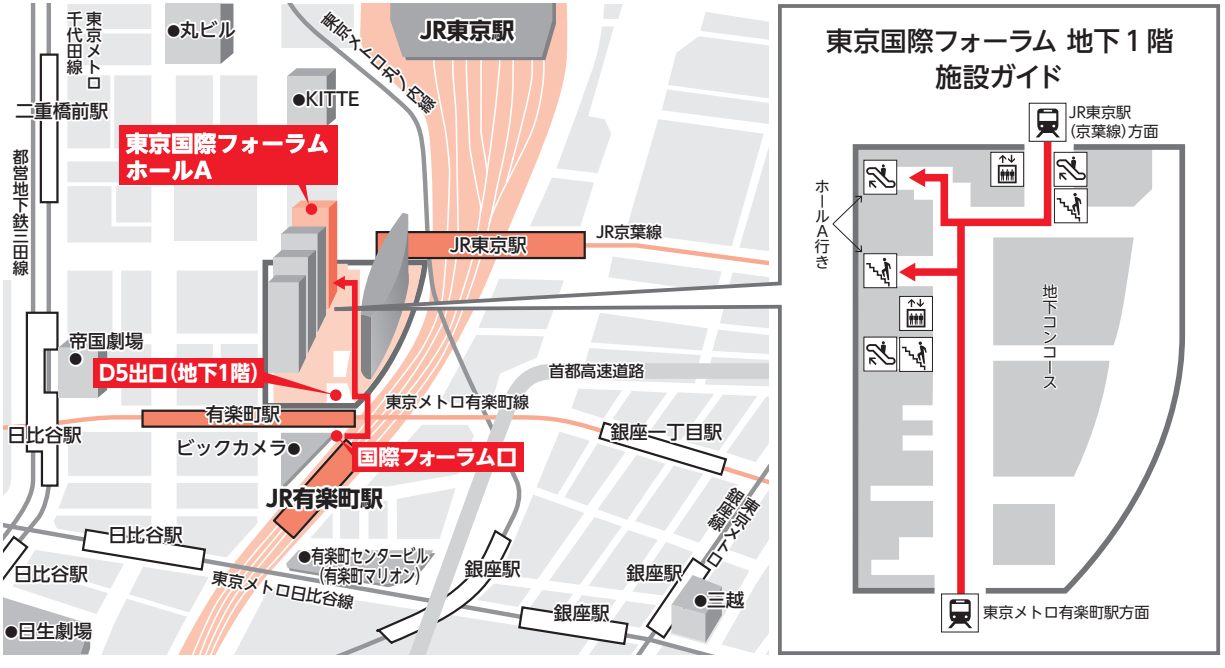

交通

JR　山手線・京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩３分

東京メトロ　有楽町線
有楽町駅
D5出口より地下１階にて連絡 徒歩３分

<有楽町以外の最寄りの駅>

JR東京駅		丸の内南口より徒歩５分 京葉地下丸の内口より地下１階にて連絡	
東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	徒歩５分（A2出口を利用）
		銀座駅	徒歩５分（C9出口を利用）
	銀座線	銀座駅	徒歩７分（C9出口を利用）
	千代田線	二重橋前駅	徒歩５分（1番出口を利用）
		日比谷駅	徒歩７分（A9出口を利用）
	丸ノ内線	銀座駅	徒歩５分（C9出口を利用）
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	徒歩５分（B3出口を利用）

お願い

- 会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- お土産はお１人様につき１つとさせていただきます。